諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年4月4日(平成30年(行情)諮問第177号)

答申日:平成31年3月22日(平成30年度(行情)答申第508号)

事件名:特定年度沖縄地方最低賃金審議会委員等の選考に係る文書等の一部開

示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度沖縄地方最低賃金審議会委員等の選考にかかる書類」, 「平成29年度沖縄地方最低賃金審議会資料」及び「平成29年度沖縄地 方最低賃金審議会議事録」(以下,順に「本件対象文書1」ないし「本件 対象文書3」といい,併せて「本件対象文書」という。)につき,本件対 象文書1及び本件対象文書2の一部を不開示とし,本件対象文書3を保有 していないとして不開示とした決定については,理由の提示に不備がある 違法なものであり,取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、沖縄労働局 長(以下「処分庁」という。)が、平成29年10月5日付け沖労発基1 004第1号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)につ いて、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

ア 審査請求人は、2017年8月9日、平成29年度沖縄地方最低賃金審議会の審議資料を情報公開法に基づき開示請求した。県内の多くの労働者の賃金に影響する(平成28年度の影響率14.5%)最低賃金が数人のみが関与する密室で行われていること、また、最低賃金法9条に基づく審議がなされていないのではないかとの疑義があることから、審査請求人は情報の開示を求めた。

イ 不開示とされた文書のなかには、文書の標題すら明らかにされず、 全面黒塗りの文書が多数あり、これらがどのような文書であるか不明 であり、したがって情報公開法の何条に該当するのかも不明である。 このような状態が許されるとすれば恣意的に不開示とすることが横行 することとなり、少なくとも文書の標題は開示されるべきである。

- ウ 最低賃金審議会で重要な点は、どのような経過を経て答申に至ったのかという点にある。ところが、審議経過を記した文書のなかで、第4回ないし第6回の専門部会で行われた提示額、調整額ともに黒塗りされて不開示となっている。提示額、調整額を開示しても法1号による「個人を識別する」ことはできず、「個人の権利利益を害する恐れ」があるとは言えない。また、提示額は労使双方の各側委員総体として提示されるもので、これが公になったとしても「当該個人の権利・・正当な権利を害するおそれがある」とは言えない。よって開示されるべきである。
- エ 審議会議事録については、「請求時点で未作成であることから法9 条2項の規定に基づき不開示」とされている。その具体的な事情として沖縄労働局は「以前は外注に回すことができたが、今は外注に回す予算がなく、職員が通常の仕事をこなしながら反訳しなければならないため時間がかかる。」と説明し、いつまでに反訳できるかについても分からないと述べている。予算がないことが事実とすれば甚だ遺憾であり、厚生労働大臣は直ちに予算を回して反訳させ、開示すべきである。
- オ 法は1条で「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の 開示を請求する権利につき定める等により、行政機関の保有する情報 の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明す る責務がまっとうされるようにするとともに、 国民の的確な理解と 批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とす る。」と定めている。しかるに処分庁は、法の目的を見失い、非開示 とされる条項をいたずらに濫用し、最低賃金決定に関する一切をブラ ックボックスに投げ込み、審議会の不透明性と閉鎖性に拍車をかけて いる。このような対応は「国民に説明する責任をまっとう」するもの ではなく、非民主的な行政を推進するものに他ならない。同時に、予 算の削減によって法の執行を妨げている厚生労働大臣の責任も重大で あり、必要な予算を確保しなければ、法は画餅に帰すこととなり、直 ちに改められなければならない。特定地方最低賃金審議会においては、 専門部会も含めてすべて公開されており、何ら支障を来たしていない ことが報告されている。そもそも、沖縄地方最低賃金審議会運営規則 によれば、6条で「会議は原則として公開」することが、7条では 「議事録を作成し,・・・原則として公開する」ことが定められてい る。ところが現実には、正当な根拠がないまま、但し書きによる会議 の非公開が継続され、あるいは議事録未作成による非公開という事態 が起きている。このような状況は直ちに改善されなければならず,そ

の第一歩とすべく開示を求めるものである。

(2) 意見書

厚生労働省による「補充理由説明書」においては、何らの根拠を示す ことなく、総論だけを記載している。このような姿勢は到底容認できな い。

ア 下記第3の2(1)アについて

下記第3の2(1)ア(ア)で「・・・候補者の印影」,下記第3の2(1)ア(イ)で「・・・所属部局長の印影」について,「特定の個人を識別できる情報に該当し」としているが,押印する印鑑は必ずしも実印を要するものではなく,市販の三文判でも有効とされている。印影が明らかになるとしても,特定の個人を識別できることにはならない。

そもそも、誰が候補者として推薦されているかは公開されており、 印影だけを不開示とすることに意味があるとは言えない。

イ 下記第3の2(1)イについて

下記第3の2(1)イ(ア)で「・・・私立大学の学長の印影」, 下記第3の2(1)イ(イ)で「・・・関係労働組合及び関係使用 者団体の印影」について,「当該法人等の正当な利益を損なうおそれがあることから」,「不開示とすることが妥当」としているが, 厚生労働省がそのように結論づけているだけで,論拠は示されていない。

私立大学にしろ、関係労働組合及び関係使用者団体にしろ、公の存在であり、必要な書類に関しては、代表者印や団体印を押印している。最低賃金審議会委員の推薦に関する印影が公開されることにより、どのような「当該法人等の正当な利益を損なう」ことになるのか、そもそも本件に関して「正当な利益」とは何なのかも説明されていない。

ウ 下記第3の2(1) ウについて

下記第3の2(1)ウ(ア)で、局長が審議会委員を任命するに至った判断根拠について、下記第3の2(1)ウ(イ)では「・・・他の行政機関から提供を受けた、特定の労働組合の系統表とそれぞれの労働組合員数を記した資料及び委員の任命に係る審査請求に関する資料」を開示することが、「当該事務又は事業の性質上、当該事務の又は事業の正常な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとして、「不開示があることが妥当」と述べている。

しかし、開示された資料によっても、労働局長は、事務方が作成した「労働者代表委員の構成(労働者代表委員すべてが特定団体より

推薦された者であること)を変更する特段の事情は認められない」とする「平成29年度沖縄地方最低賃金審議会委員の任命について」に基づいて任命したものであり、特段の判断をすることなく、最初から「特定団体ありき」の任命行為であったと言わざるを得ない。

労働局長は、このような言わば事なかれ主義、結論ありきの任命を 覆い隠すために不開示としているに過ぎない。

下記第3の2(1)ウ(イ)における「他の行政機関から提供を受けた資料」とは、厚生労働省が調査(実務は沖縄県)する労働組合基本調査のことであり、何ら不開示にあたる資料ではない。むしろ、労働総合の系統表を必要とし、これを不開示とすることは、「審査請求人所属団体系は任命しない」との姿勢であることの表れであると考えざるを得ない。労働組合は労働組合法第2条に該当する労働組合であれば、系統に属さない労働組合であっても、委員候補者を推薦することができる。したがって、委員推薦をもとめる労働局長公示は、県下すべての労働組合に向けて発せられたものである。そうでありながら、労働局長が「特段の事情は認められない」として、特定団体独占を続けることは、推薦制度を著しく形骸化するものであると言わざるを得ない。

エ 下記第3の2(2)アについて

下記(ア)の印影については、これまで述べてきたとおり。下記(イ)については、一部理解するものの、参考人は多くの労働者に関わる最低賃金引上げに関して意見をする者であり、重要な責務を負うことを認識して意見をするのであるから、意見の内容まで不開示とするのは妥当ではないと考える。

オ 下記第3の2(2)イについて

下記(ア)の基礎調査は、最低賃金の決定に関する最も重要な調査と想定される。このような基礎調査を公表することなく、金額を決定することは「なぜ、今年の最賃額はその金額になったのか」という、労働者の疑問に答えることはできず、開示したとして、どのように「当該事務または事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがある」のかも説明されていない。

下記(イ)は、最低賃金の額を決定するうえで、もっとも重要な局面におけるものであるが、その審議内容は外からは伺いすることができず、ブラックボックスとなっている。秘密審議と言われるゆえんであり、審議の透明性を確保するうえで、開示すべきである。ここにおいても又、開示したとして、どのように「当該事務または事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがある」のかも説明され

ていない。

カ 下記第3の2(3)について

「辞職願について・・・本来であれば、不開示とするものである。」と記載されているが、公職にある者が辞職したり、就任したりすることが公開されるのは当然であり、それゆえ「特定の個人が識別」されるのはやむを得ないことである。それさえ「本来であれば不開示とするものである。」とするのは、処分庁の秘密主義を示すものに他ならない。

キ 意見書の結びにあたって

法の目的は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する靖報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ことにある。

しかしながら、処分庁にあっては、不開示を可能とする例外規定を 濫用し、最低賃金審議委員の任命及び最低賃金決定における最も重 要な情報を公関することなく、したがって「国民に説明する責務」 から逃れ、「国民の的確な理解」を得ることをせず、「国民の批判」 が向けられないよう腐心しているのである。

このような処分庁の姿勢は、法の趣旨に著しく反するものであり、 その結果「公正で民主的な行政」とは言えず、是正される必要があ る。

蛇足ではあるが、専門部会長が「原則非公開となっているが、一部公開したらどうか」と問題提起するも、労働局、労・使委員ともに難色を示している。特定地方最低賃金審議会は、専門部会を含むすべての会議を公開としているが不都合は生じていないと報告されている。それに比して沖縄労働局及び沖縄地方最低賃金審議会は、労働者・県民の目と耳を覆い隠すのに躍起となっており、その秘密主義は特定地方最低賃金審議会の例と比して際立っている。

貴審査会が、法の目的を実現する立場から、公正な判断を行うよう 切に要望するものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者(以下「請求者」という。)は、 平成29年8月9日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づ き、「沖縄地方最低賃金決定までの一式(平成29年度)(最低賃金 審議会及び専門部会の労働者代表,使用者代表,公益委員選考にかかる書類及び各委員名簿にかかる資料(審議会議事録と資料))」に係る開示請求を行った。

- イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に 記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、改 めて、処分庁担当者から請求者に対し照会を行ったところ、①審議会 委員の任命に係る文書、②審議会の資料、③審議会の議事録、が開示 請求対象行政文書であることを確認した。
- ウ 処分庁が、平成29年10月5日付け沖労発基1004第1号により、部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求人はこれを不服として、同年12月30日付け(平成30年1月4日受付)で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において法 5 条 1 号, 4 号及び 6 号の規定に基づき、その一部を不開示としたところであるが、不開示理由として法 5 条 2 号イ及び口を追加した上で、原処分で不開示とした部分のうち、(3) エに掲げる部分を新たに開示することとし、その余については、原処分を維持することが妥当であると考える。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象行政文書は、上記(1)イのとおり、①平成29年度沖縄地方最低賃金審議会委員等の選考に係る書類、②平成29年度沖縄地方最低賃金審議会資料、及び③平成29年度沖縄地方最低賃金審議会議事録、を本件対象行政文書として特定した。

(ア) 地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の委員に関する 事項については、最低賃金法(昭和34年法律第137号。以下 「最賃法」という。)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。)に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

- a 審議会は、労働者を代表する委員(以下「労働者代表委員」 という。),使用者を代表する委員(以下「使用者代表委員」 という。)及び公益を代表する委員(以下「公益委員」とい う。)各同数をもって組織すること(最賃法22条)
- b 審議会の委員は、都道府県労働局長(以下「局長」という。) が任命すること(最賃法23条1項)
- c 局長は、審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命

しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないこと(審議会令3条1項)

d 審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦 がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する こと(審議会令3条2項)

(イ) 審議会における審議について

審議会の審議に関する事項については、最賃法及び審議会令に規 定されているところであり、その概要は次のとおりである。

- a 審議会は、最低賃金の決定又はその改正についての調査審議を 求められたときは、専門部会を置かなければならないこと(最賃 法25条2項)
- b 審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定に ついて調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用 者の意見を聴くこと(最賃法25条5項)

イ 不開示部分について

- (ア) 審議会委員の任命に係る文書
 - a 局長が審議会委員を任命するに至った判断根拠
 - b 審議会委員の住所, 生年月日, 年齢, 経歴
 - c 関係労働組合及び関係使用者団体から推薦があった候補者の氏名,住所,現職名,生年月日,電話番号,署名,年齢及び経歴 (審議会委員に任命された者の氏名,現職名を除く。)
 - d 労働者代表委員及び使用者代表委員の候補者の推薦を行った関係労働組合及び関係使用者団体の印影,労働者代表委員及び使用者代表委員の候補者の印影(審議会委員に任命された者の印影も含む。)
 - e 公益委員の所属先に対して処分庁が発出した依頼文書に記載されている公益代表委員及び所属部局長の氏名(公益代表委員については署名)及び印影
 - f 公益委員の任命に関して公益委員の所属先が作成した委嘱承認 書に記載されている私立大学の学長の印影
 - g 審議会委員の任命に係る決裁文書に添付されている他の行政機 関から提供を受けた、特定の労働組合の系統表とそれぞれの労働 組合員数を記した資料及び委員の任命に係る審査請求に関する資 料

(イ)審議会の議事録

開示請求時点では、作成・取得していないため不開示。

(ウ) 審議会の資料

- a 労働者の一部を代表する者からの特定最低賃金の改正に係る 意向表明書の印影
- b 参考人が申述した事業場及び事業場団体に関する情報を記した 資料及び使用者及び労働者側の参考人の在籍年度、所属団体、役 職、氏名
- c 事業場視察の報告書に記載されている事業場の情報(実地視察事業場名簿及び実地視察計画表含む)
- d 基礎調査に基づく数値を記した資料
- e 労働者側,使用者側それぞれが提示した最低賃金の改正額を記した資料のうち提示額,引き上げ額,及び採決に係る部分

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号に該当する部分

上記イ(ア)のうち、b 審議会委員の住所、生年月日、年齢、経歴、c 関係労働組合及び関係使用者団体から推薦があった候補者の氏名、住所、現職名、生年月日、電話番号、署名、年齢及び経歴(審議会委員に任命された者の氏名、現職名を除く。)、e 公益委員の所属先に対して処分庁が発出した依頼文書に記載されている公益代表委員及び所属部局長の氏名(公益代表委員については署名)、同じく(ウ)のうち、b 使用者及び労働者側の参考人の在籍年度、所属団体、役職、氏名については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報に該当しないことから不開示情報に該当するため。

(イ) 法5条2号に該当する部分

上記イ(ウ)のうち、b 参考人が申述した事業場及び事業場団体に関する情報を記した資料、c 事業場視察の報告書に記載されている事業場の情報(実地視察事業場名簿及び実地視察計画表含むについては、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の経営上の利点や弱点を把握されるなど、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため。次に、上記イ(ア)のうち、g 審議会委員の任命に係る決裁文書に添付されている他の行政機関から提供を受けた、特定の労働組合の系統表とそれぞれの労働組合員数を記した資料及び委員の任命に係る審査請求に関する資料については、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものであることから法5条2号口の不開示情報に該当するため。

(ウ) 法5条4号に該当する部分

上記イ(ア)のうち、d 労働者代表委員及び使用者代表委員の候補者の推薦を行った関係労働組合及び関係使用者団体の印影、労働者代表委員及び使用者代表委員の候補者の印影(審議会委員に任命された者の印影も含む。),e 公益委員の所属先に対して処分庁が発出した依頼文書に記載されている公益代表委員及び所属部局長の印影、f 公益委員の任命に関して公益委員の所属先が作成した委嘱承認書に記載されている私立大学の学長の印影、同じく(ウ)のうち、a 労働者の一部を代表する者からの特定最低賃金の改正に係る意向表明書の印影については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当するため

(エ) 法5条6号に該当する部分

上記イ(ア)のうち、a 局長が審議会委員を任命するに至った 判断根拠、同じく(ウ)のうち、d 基礎調査に基づく数値を記し た資料、e 労働者側、使用者側それぞれが提示した最低賃金の改 正額を記した資料のうち提示額、引き上げ額、及び採決に係る部分 については、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、 公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事 業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号 の不開示情報に該当するため。

エ 新たに開示する部分

本件対象行政文書内に記載されている,労働者代表委員の候補者の推薦を行った関係労働組合名,その所在地,関係労働組合の代表者氏名,及び報告に係る表記並びに辞職する委員の氏名については,法5条各号に規定する不開示情報に該当しないことから,開示することとする。

オ 審査請求人の主張について

請求人は、審査請求書の中で、「処分庁が不開示とした箇所について、不開示の理由として挙げている法 5 条 1 号、 4 号及び 6 号に該当しないと思料される文書が不開示とされており、公開すべきである。」、「法 9 条 2 項に基づく不開示は、情報公開法の趣旨を没却するものであり、早急に開示されるべきである。」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記ウで示したとおりであることから、請求者の主張は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とし

た部分のうち、上記(3) エで開示することとした部分については新た に開示し、その余の部分については、不開示理由として法5条2号イ及 び口を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年4月3日付け厚生労働省発基0403第19号により諮問した平成30年(行情)諮問第177号に係る諮問書理由説明書について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、以下のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

- (1) 審議会委員の任命に係る文書(本件対象文書1)
 - ア 本件対象文書1のうち、次の情報について、法5条1号の不開示 情報該当性を以下のとおり説明する。
 - (ア) 労働者代表委員及び使用者代表委員の候補者の印影(審議会委員 に任命された者の印影も含む)
 - (イ)公益委員の所属先に対して処分庁が発出した依頼文書に記載されている公益代表委員及び所属部局長の印影
 - (ウ)上記(ア)及び(イ)の情報については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報にも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
 - イ 本件対象文書 1 のうち、次の情報について、法 5 条 2 号イの不開示 情報該当性を以下のとおり説明する。
 - (ア)公益委員の任命に関して公益委員の所属先が作成した委嘱承認書 に記載されている私立大学の学長の印影
 - (イ) 労働者代表委員及び使用者代表委員の候補者の推薦を行った関係 労働組合及び関係使用者団体の印影
 - (ウ)上記(ア)及び(イ)の情報については、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を損なうおそれがあることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
 - ウ 本件対象文書1のうち、次の情報について、法5条6号柱書きの不 開示情報該当性を以下のとおり説明する。
 - (ア) 局長が審議会委員を任命するに至った判断根拠
 - (イ)審議会委員の任命に係る決裁文書に添付されている他の行政機関から提供を受けた、特定の労働組合の系統表とそれぞれの労働組合 員数を記した資料及び委員の任命に係る審査請求に関する資料
 - (ウ) 上記(ア) 及び(イ) の情報については、国の機関が行う事務又

は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は 事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当であ る。

- (2) 審議会の資料に係る文書(本件対象文書2)
 - ア 本件対象文書2のうち、次の情報について、法5条2号イの不開示 情報該当性を以下のとおり説明する。
 - (ア)労働者の一部を代表する者からの特定最低賃金の改正に係る意向 表明書の印影
 - (イ) 使用者及び労働者側の参考人の在籍年度, 所属団体, 役職, 氏名
 - (ウ) 上記(ア) 及び(イ) の情報については、法人等に関する情報で あって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を損なうお それがあることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当で ある。
 - イ 本件対象文書2のうち、次の情報について、法5条6号柱書きの不 開示情報該当性を以下のとおり説明する。
 - (ア) 基礎調査に基づく数値を記した資料
 - (イ) 労働者側, 使用者側それぞれが提示した最低賃金の改正額を記し た資料のうち提示額、引き上げ額、及び採決に係る部分
 - (ウ)上記(ア)及び(イ)の情報については、国の機関が行う事務 又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又 は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当で ある。
- (3) 本件対象文書1のうち、平成29年5月16日付けで、処分庁に提出 された辞職願について,諮問に当たり本人の署名部分を開示するとした ものであるが、当該部分については、特定の個人を識別できる情報に該 当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報にも該当しない ことから、本来であれば、不開示とするものである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年4月4日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月19日

④ 同年8月2日

本件対象文書の見分及び審議

⑤ 平成31年2月26日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年3月11日

審査請求人から意見書を収受

⑦ 同月19日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2の一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とするとともに、本件対象文書3については、開示請求時点で未作成であるとして不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めるが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、法の適用条項を法5条1号、2号イ及び口、4号並びに6号柱書きに改めた上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

2 理由の提示について

(1)開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9 条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、 この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行 うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理 性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知ら せて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。か かる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者 において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該 当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

上記の理由の提示として,不開示事由が複数あるときに,具体的な不開示部分を特定していない場合には,各不開示事由と不開示とされた部分との対応関係が明確であり,当該行政文書の種類,性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合を除き,通常,求められる理由の提示として十分とはいえない。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る開示決定通知書 を確認したところ、以下の通りであった。
 - ア 本件対象文書1の不開示部分の一部とその理由について、「決裁文書中の内部審議、検討、協議にかかる情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に該当し、不開示とした。」、「さらに、決裁文書添付資料のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に該当する部分を不開示とした。」とだけ記載されており、法5条1号により不開示とした部分及び同条6号により不開示とした部分それぞれの範囲が判然とせず、どの不開

示部分が上記の不開示事由のいずれに該当するのか不明であるばかりか,不開示事由についても,不開示条項を示したにすぎない内容が記載されている部分が認められる。

- イ 本件対象文書2の不開示部分とその理由についても、「審議会資料の中では、印影にかかる不開示のほか、参考人意見聴取の関係及び事業場視察の関係部分などについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に該当する部分を不開示とした。」とだけ記載されており、印影について法5条各号のいずれにより不開示としたのか不明であるほか、不開示事由について、不開示条項を示したにすぎない内容が記載されており、当該不開示事由に該当すると判断した理由を具体的に示しているとはいえない。
- (3)以上を踏まえると、確かに、原処分においては、不開示の理由として法5条1号、4号及び6号は示されているものの、本件対象文書のどの部分が、どのような根拠により、これら不開示事由のいずれに該当するのかが開示請求者において了知し得るものになっているとはいえないから、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。
- 3 本件一部不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、本件対象文書1及び本件対象文書2の一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とし、本件対象文書3を保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書1及び本件対象文書2の不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び口、4号並びに6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしていることについては、その理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子